

# 特 記 仕 様 書

御堂筋イルミネーション2017  
(光空間創出) 業務

---

平成29年度

---

大阪・光の饗宴実行委員会

---

# 目 次

第1章 共通事項	
第1条 適用	1
第2条 業務の目的	1
第2章 基本設計、実証実験及び詳細設計	
第1条 業務内容	4
第2条 配置技術者関係	9
第3条 業務実施上の条件	10
第4条 成果品の提出	10
第3章 撤去設置工事	
第1節 共通	
第1条 工事概要	11
第2条 関係官公庁等への手続き	12
第3条 施設の保全	12
第4条 安全管理	12
第5条 実施工程表	13
第6条 事前調査	13
第7条 工事の着手	13
第8条 施工及びその基準	13
第9条 移送	14
第10条 障害物件の取扱い	14
第11条 その他	14
第12条 火災保険等	14
第13条 完成引き渡し及びかし	14
第14条 工事関係提出書類	15
第15条 不当介入に対する報告・届出等	16
第2節 据 付	
第1条 独立基礎	16
第3節 配 線	
第1条 承諾	16
第2条 外線工事	16
第3条 ケーブル工事	16

第4条	配管工事	17
第4節 試験・検査（確認を含む）		
第1条	承諾	17
第2条	点灯試験	17
第5節 注意事項		
第1条	工事実績データ作成、登録	18
第2条	建設業退職金共済制度	18
第3条	工事施工体制の適正化について	18
第4条	施工体制台帳の作成	18
第5条	監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）について	18
第6条	現場代理人について	19
第6節 その他		
第1条	建設副産物の処分に関する事項	20
第2条	安全パトロール	20
第7節 機器等仕様		
第8節 現地施工		
第1条	総則	23
第2条	機材等の点検等	23
第3条	関係者機関	23
第4条	現地施工	23
第5条	その他	25
第9節 留意事項		
第10節 その他		
第1条	特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	26
第2条	工事現場における標示施設等の設置	28
第3条	現場代理人の常駐緩和について	29
	大阪府都市整備部機会電気設備工事施工体制等の適正化について	30

※巻末添付資料（5／26説明会で配布予定）

①樹木台帳

②図面目録（H28年度工事図面、御堂筋完成80周年記念連携イルミネーション図面）

③沿道ビルとの調整状況

## 第1章 共通事項

### 第1条 適用

- 1 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとする。
- 2 本業務のうち設計業務に係る部分に関しては、「測量、調査作業及び業務委託等必携（平成28年4月）大阪府都市整備部」によるものとする。  
なお、「測量、調査作業及び業務委託等必携」は大阪府都市整備部のホームページ（以下のURL参照）に掲載している。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>
- 3 撤去設置工事に係る部分に関しては、受注者が作成した設計図書（以下「設計図書」という。）に記載なき場合は、大阪府都市整備部機械・電気設備請負工事必携（以下「請負必携」という。）に基づき入念に施工しなければならない。また、建築付帯設備工事の場合には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編・電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 機械設備工事編・電気設備工事編（いずれも最新版）等に基づき、入念に施工しなければならない。  
なお、「機械・電気設備請負工事必携」は大阪府都市整備部のホームページ（上記のURL参照）に掲載している。
- 4 本特記仕様書と請負必携の双方に記載のある場合は、本特記仕様書の内容が優先されるものとする。

### 第2条 業務の目的

大阪のシンボルロードである御堂筋のイチョウをイルミネーションで装飾することにより、世界に類を見ない景観を創出し、美しい光のまちとして、国内外の人々をひきつけ、賑わいを作り出し、大阪全体の活性化を図る。

本業務は、審査会において最優秀提案に選定された提案内容を基にイルミネーションを実施するための基本設計・実証実験及び  
詳細設計を行うものである。ただし、撤去設置工事については、本業務受注者と別途業務として、工事請負予約を締結する。

#### 1 御堂筋イルミネーション2017（光空間創出）のデザイン留意事項

- (1) イルミネーション機材については、原則として、実行委員会が所有するLED（発光ダイオード）などを使用するとともに、提案内容を実現するために必要な機材を購入することとする。ただし、購入した機材は、設置撤去工事完了後、実行委員会の所有となる。
- (2) 御堂筋イルミネーション（光空間創出）は、淀屋橋交差点から新橋交差点まで（中央エリア）の約1.9kmで実施するものとする。  
なお、北浜3交差点から新橋交差点までについては、御堂筋完成80周年記念連携イルミネーションとして、平成28年度に設置したLEDストリングスが存置されているが、存置されているLEDストリングスの使用は義務付けない。
- (3) 国内外からの観光客を呼び込むための観光コンテンツとして、これまでにないインパクトのある圧倒的な光空間を創出する提案デザインであること。

## 【想定する事例】

### ① 沿道ビル等の壁面を利用する事例

- ・映像投影・・プロジェクター等の映像投射機材によりビル壁面に映像を投射
- ・ライトアップ・・ライティング機材によりビル下面や上面から壁面をライトアップ
- ・イルミネーション装飾・・ビル壁面をLEDストリングス等を取付けたプレート等で装飾
- ・窓内（ビル内）から点灯・・ビル内側より窓に発光装置（蛍光灯やライトなど）を設置し、窓内（ビル内）から点灯

### ② 公開空地等の空間を活用する事例

- ・オブジェの設置・・アート性があり、オリジナリティのあるもの。
- ・参加・体験型設備・・人の動きに連動して発光色が変わるなど、見るだけでなく、来場者が自ら参加・体験できるもの。

(4) ビル壁面や樹木に使用するため、新たに機材を購入する場合、信号灯の赤、青、黄と誤認しない色を使用するとともにLED等を点滅させないなど運転手の視線を誘導しないものとする。

(5) ビル壁面に映像投影する場合、(4)の制限に加え、動きのある画像を使用しないこと。

(6) 淀屋橋交差点から北浜3交差点までのエリア、及び新橋北交差点から新橋交差点までのエリアは緑地帯も含めて樹木にイルミネーションを取付けることはできない。

(7) 樹木へのイルミネーションは、樹形に制約されない芸術的なもの。また、華やかで美しいものであること。

(8) 周辺景観や都市の夜間景観と調和したイルミネーションであること。

(9) 詳細にいたるデザインに独自のアイデアや工夫が盛り込まれている計画であること。

(10) LEDや照明設備の設置・撤去が適切に行え、関係法令・基準を踏まえた実現可能性のある提案デザインであること。

## 2 御堂筋イルミネーション（光空間創出）の計画設計施工に関する留意事項

(1) 道路交通や周辺住民に対して、光害や工事施工対策を考慮すること。

※信号機や道路標識の効用を妨げないこと。特に、枝施工のLEDが信号に重ならないこと。

施工時間は警察協議を経て決定するが、各交差点によって異なるため留意すること。

片側3ブロックを同日施工することは可能であるが、東西を同時に施工することはできないため、他の工事業者等と綿密な連絡を行うこと。

(2) イルミネーション機材の設置について、昼間景観に配慮した計画であること

(3) 環境保全に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること

※樹木への取付施工方法について、イチョウ（枝・幹）に損傷を与えないこと。枝の切断、樹木への直接の番線、針金等での括り付けは禁止。（括り付けはバインド線、しゅろ縄等を使用すること。）

(4) イルミネーション取付に関する加重計算、電力計算等、安全性を確保できている計画であること

(5) 実行委員会所有のLEDを使用する際は、必ず浸水状態において絶縁抵抗測定検査を行い、検査結果1MΩ以上のLEDを使用すること。

また、道路境界が容易に判別できるように縁石鉋を設置すること。

(6) 関係機関との協議調整を迅速に実施し、工程計画及び安全対策を適切に実行すること

## 第2章 基本設計、実証実験及び詳細設計

### 第1条 業務内容

業務実施にあたっては、大阪府、大阪市、大阪府警本部及び所轄警察署等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。設計の範囲は御堂筋の以下のとおりとする。

中央エリア : 淀屋橋～新橋 L=約1.9km

#### 1 基本設計

(1) 選定された提案に基づき、業務計画書を作成すること。

業務計画書の作成にあたっては、事前に本業務に必要な既存図面の活用や現況調査等により現地の状況を十分把握するとともに、実行委員会と十分協議調整のうえ実施すること。業務計画書には、コンセプト・テーマ、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。

(2) 実行委員会の意見を踏まえ、修正意見等が出された場合は、それに基づき、再度計画書を作成するものとする。

#### 2 実証実験（樹木へのイルミネーションを行う場合）

(1) 基本設計に基づき、効果を確認するための実証実験計画書を作成すること。

(2) 実証実験は、2回実施する。1回目はデザインの検証、2回目は現地施工前の練習として実施すること。実行委員会の立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、その都度報告書を提出すること。

(3) 受注者は、実行委員会の指示する期間に点灯試験を行わなければならない。

(4) 実証実験を含む現場確認作業に必要な地方公共団体、警察、電力会社等への申請手続き資料を作成すること。

(5) 「御堂筋イルミネーション2017（光空間創出）実証実験要領」に基づき実施すること。

#### 【御堂筋イルミネーション2017（光空間創出）実証実験要領】

##### 第1条 総則

御堂筋での現地施工にあたっては、施工期間が限られていることに加え、作業の効率化、出来栄え及び安全面の確保を図るため、現地施工着手に先立ち取付けにあたっては、樹木に設置するLEDに風荷重をかけた場合や樹木への影響を考慮し、①設置に要する時間の把握。②施工に伴う問題点や取付け手法の問題点等の抽出。③設置・撤去業者の取付け練習。を実施することにより、本番の施工を安全かつ効率的に行えるようにするとともに、御堂筋での実証実験については、自動車運転手への視界影響を検証するために確認試験を行う。

なお、取付けにあたっては、樹木に設置するLEDに風荷重をかけた場合や樹木への影響を考慮し、安全性が担保されて設置出来るか否か等、御堂筋の現地施工の検証も含めた実証試験を実施すること。

効率の良い取付方法を検討するために取付方法確認試験を事前に御堂筋以外の場所で実施すること。また、取付方法確認試験の実施前には、実行委員会と協議すること。

## 第2条 試験内容

取付方法確認試験は、大阪府内の公園内のイチョウの樹木を予定しており、過年度使用して保管しているLEDストリングス等を使用して行う。

### 1 実施場所・日時

(1) 大阪府内の公園のうち、大阪・光の饗宴実行委員会担当者（以下、「実行委員会担当者」という。）が指定する樹木（取付け樹木4本程度）（8月上旬頃）

【設置】 実行委員会担当者が指定する日時

【撤去】 設置日から1週間前後の実行委員会担当者が指定する日時

(2) 御堂筋淀屋橋交差点から新橋交差点間のうち、実行委員会担当者が指定する樹木（取付け樹木4本程度）（8月下旬頃）

【設置】 実行委員会担当者が指定する日時

【撤去】 実行委員会担当者が指定する日時

### 2 試験内容

#### (1) 公園内での実験

ア 樹木の幹と枝に、付近の歩道に設置した高所作業車を用いてLEDストリングスを取付ける。

イ 取付け対象とする樹木は、実行委員会担当者が指定する。

ウ 取付けにあたっては、「イルミネーション実施要領書」を作成し、記載内容を検証しつつ作業する。

エ 高所作業車の使用にあたっては、カラーコーン・コーンバーを設置するとともに、歩行者の監視誘導を担当する者を常に2名以上配置することで、歩行者の接近による事故を防止する。

また、作業現場付近には別紙の看板を設置し、御堂筋イルミネーションのための実験であることを歩行者に周知すること。

#### (2) 御堂筋での実験

ア 樹木の幹と枝に、高所作業車を用いてLEDストリングスを取付ける。

イ 取付け対象とする樹木は、指定する。

ウ 取付けにあたっては、「イルミネーション実施要領書」を作成し、記載内容を検証しつつ作業する。

エ 高所作業車の使用にあたっては、カラーコーン・コーンバーを設置するとともに、歩行者の監視誘導を担当する者を常に2名以上配置することで、歩行者の接近による事故を防止すること。

オ 実験は警察立会いのもとで実施する予定であり、警察との協議・指導により、再度の実験が必要な場合がある。



### 3 作業日程

#### (1) 府内公園

	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	23:00
作業準備・打ち合わせ (高所作業車動作確認あり)	→					
LED取付け	樹木1から樹木4まで順次取付け →					
取付け試験・評価・調整			→			
点灯時間は17時頃～23時					→	
LED取外し・後片付け	→				→	▲退場

※LEDの取外し・後片付けについて作業に時間を要した場合は翌日に実施する場合がある。

取外し、後片付けを翌日とした場合、10時に入場し、15時頃までに退場とする。

#### (2) 御堂筋

実行委員会担当者が別途、指定する。

### 4 その他

(1) 実験に必要な機材、施工業者は、受注者が手配すること。ただし、LEDストリングスについては、大阪・光の饗宴実行委員会が保管する既存分を利用することができる。

(2) 実行委員会担当者から要求する資料を作成すること。なお、提出時期等、資料作成に当たって疑義が生じた場合は、実行委員会担当者と調整すること。

### 第3条 試験準備

1 受注者は試験に先立って、取り付けに関して懸念される事項について検討し、試験を通してこれらの課題が解消されるように試験実施計画を立てること。

2 試験に先立って実施要領等の資料を作成し、樹木の管理者と協議を行うこと。

### 第4条 試験結果の報告

試験実施後、御堂筋の現地施工前に、試験結果について実行委員会に対して報告を行うとともに、現地施工の計画に役立てること。報告の中では、試験を通して解決した課題と、新たに明らかになった課題とその解決方針についてよく整理すること。試験実施場所は、御堂筋の現地とは樹木の大きさ、枝振り、周辺の交通環境など様々な条件が異なっているため、報告にあたっては現場条件の違いを十分に考慮して作成すること。

### 第5条 その他

1 本特記仕様書及び図面に示されていない事項についても、技術上または試験実施上、当然必要と認められるものは、実行委員会の指示に従い受注者によって実施すること。

2 取付方法確認試験においても、実行委員会の取付指導に従うものとする。

### 3 詳細設計図書の作成

(1) 基本設計及び実証実験を踏まえ、関係機関と協議の上、最終的なイルミネーションの計画を策定し、詳細設計を実施するものとする。詳細設計は、以下に示すものをエリアごとに作成すること。

#### 1) 御堂筋イルミネーションデザイン図

・資料の作成に際しては、実行委員会担当者及び沿道ビル等管理者と十分な調整を行ないながらデザインの具現化を図ること。

#### 2) 概要平面図（機器等配置計画）

・沿道ビル等壁面利用にかかる機器等の配置（映像投影、ライトアップ、アート装飾等）  
・公開空地等の空間活用にかかる機器等の配置（オブジェ、映像投影、ライトアップ、参加・体験型等）  
・樹木へのイルミネーションにかかる各ブロック毎のLEDの色、樹木1本あたりの球数が記載された資料の作成。

#### 3) 詳細図面（壁面利用、空地等空間活用にかかるもの）

・仕様や電源確保方法に関する資料の作成  
・工事に必要となる図面一式（平面図、断面図、取付詳細図、配管・配線計画図、等）

#### 4) 詳細図面（樹木へのイルミネーションにかかるもの）

・工事に必要となる図面一式（平面図、断面図、取付詳細図、配管・配線計画図、等）  
・実証実験を踏まえて、樹木1本あたりの取付け金具、LEDの色、形、取付け位置

や、

設置手法など、説明図となる資料の作成。

・各配電盤からの配線（地中管、架空配線）が記載された資料の作成。

#### 5) 機器等仕様書

・新規に購入が必要な機器等仕様書

#### 6) 数量計算書

・点灯に必要な電線、電線管、LEDストリングス、その他必要材料に係る数量表を作成すること。なお、数量表作成に際しては現地調査を必ず実施して、ビル壁面や公開空地等の空間、樹木（高さ、太さ、形状）及び周辺ビル等について現況の把握を行なうこと。

・新規購入が必要なLEDストリングス数量等、機材仕様書の作成。（実行委員会が保有する在庫数量については、**第7節機器等仕様**に記載のとおり。）

#### 7) 施工計画（足場等の仮設計画含む）

・イルミネーション設置・撤去時の安全対策図資料（交通規制図）の作成含む。

#### 8) 維持管理計画書

#### 9) 加重計算書（イルミネーション設備取付けに伴う安全性の照査を含む）

#### 10) フォトモンタージュ・パース（パース：広報用のポスターやパンフレット等に画像とし

て使用するため、解像度350dpi程度とし、B1ポスターの作成に耐えうるもの)

11) その他必要なもの

(2) 詳細設計条件

詳細設計にあたっては、照明施設の保守性、安全性及び将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとすることを考慮すること。

また、信号機や道路標識の効用を妨げないとともに、御堂筋の通行する自動車運転手の視線誘導につながらないものであること。

なお、協議など関係機関との合意に至る経過記録を作成するものとする。

1) 沿道ビル等壁面利用及び公開空地等の空間活用の場合

① 仕様等

- ・ デザイン及び設置方法等について、実行委員会及び沿道ビル等管理者と十分調整のうえ、決定すること。
- ・ 電源供給については、現場状況に応じ適切な方法により確保することとし、沿道ビル等管理者から指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・ 沿道ビル等管理者やビルテナントの負担を出来る限り抑えたものとする。

2) 樹木へのイルミネーションの場合

① イルミネーション等の設置物の取付位置

配線（架線）・・・原則、地表上の高さは歩道4.5m以上、それ以外は5m以上

② 電源関連施設、照明施設及びその他工作物の設置及び復旧

各関連法令を遵守するものとする。設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。

③ 電源供給

緑地帯に設置されている変圧器盤の二次側（100V）から確保すること。また、変圧器一次側については、大阪市建設局が設置している分電盤（200V）から接続するものとする。緑地帯・歩道間の横断については、大阪市の既設配管ルートを使用すること。

④ 現場条件

- ・ 樹木に損傷を与えないよう、枝の切断や樹木への番線・針金等でのくくりつけは禁止とし、くくりつけは、バインド線やしゅろ縄等を使用すること。
- ・ 工作物を設置することで、樹木の枝先が道路上に垂れ下がらないよう樹木へ負荷をかけないこと。（樹木へ過度の負担がかかる工作物の取付けは行わないこと）
- ・ 工作物の樹木等への固定は、原則、緑化テープで固定すること。
- ・ 設置・撤去時の安全対策図資料の作成にあたっては、歩行者の通行の妨げにならないように配慮すること。
- ・ イルミネーションの装飾時に必要な電源線が御堂筋上の平板ブロック、インターロッキングブロック等をやむを得ず、「はつり」（電源線をモルタルで養生するなど）する場合は、復旧時においても、「はつり」を施し、モルタル等で養生すること。
- ・ LEDの色等の選定条件や施工条件（短期間での施工など）等は、警察、道路管理者等の関係機関による制約があり、自由に出来ない部分があるため、資料作成にあたっては、事前に実行委員会担当者や関係機関等と十分に調整を行う必要があり、関係機関等と協議現場に同席するなど、十分に協議・検討を行なったうえで、デザイン等資料を作成すること。
- ・ 御堂筋イルミネーションに係るイルミネーション等設置物の取付方法について、各関連法令を遵守して作成すること。

- ・ LEDの取付け数量については、樹木の大きさや形状を考慮して行なうこと。
- ・ 御堂筋イルミネーション機材については、実行委員会が保示する機材を有効活用すること。
- ・ その他、実行委員会担当者よりデザイン上の制約等について指示があった場合は、これを遵守すること。また、業務の進行状況により業務内容の修正・変更等の際は、実行委員会担当者と綿密に協議を行い、業務の遂行に尽力すること。
- ・ 業務上知り得た情報、内容については守秘義務を遵守すること。

#### 4 関係機関協議

本業務では、以下の機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への協議資料及び申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受注者が負担するものとする。

##### (1) 大阪市建設局（道路管理者、樹木管理者）

道路区域内（遊歩道含む）で作業を行う場合や資機材を設置する場合における道路占有に関する協議・申請

樹木にイルミネーション等を設置する場合における樹木等への施工方法等に関する協議

##### (2) 大阪府警本部並びに所轄警察署（交通管理者）

大阪府道路交通規則第14条（道路における禁止行為）の交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと、及び車両等の運転者の眼をげん惑するような光や信号と同色光、点滅光をみだりに道路に投射することは禁止行為とされていることから、本条文を遵守すること。

- 1) 照明の設置位置、色及び光量等による通行車両等への影響、設置箇所や施工計画等に関する協議
- 2) 実証実験や設置撤去工事で必要な交通規制に関する協議
- 3) 実証実験や設置撤去工事に伴う道路使用許可申請

##### (3) 関西電力株式会社

樹木へのイルミネーションに関する電力引き込みに伴う協議及び申請。なお、実証実験を含み、本業務期間中において電気料金が発生する場合は、受注者が負担することとする。

##### (4) 光のコンテンツ実施ビル等管理者

実施するコンテンツに関するデザイン、施工方法、電気代の見込等に関する協議・調整

##### (5) 御堂筋での近接工事施工業者

イルミネーション設置撤去工事の実施にあたり、近接区間で工事施工を予定している業者（近接工事施工業者）とそれぞれが実施する工事による交通規制区間が重複・隣接しないよう、工事工程等に関する調整を行うこと。なお、近接工事施工業者の有無や工事予定については、設置撤去工事実施区間の所轄警察署に確認すること。

#### 第2条 配置技術者関係

- 1 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。
- 2 イルミネーションのデザインに関する「イルミネーションデザイン責任者」を配置すること。
- 3 実証実験時等において、仮設、設置及び撤去等の行為を伴う場合は、関係する法律に基づき技術者を配置すること。

- 4 上記1、2及び3に記載する各配置技術者は、受注者と直接的な雇用関係を有すること。  
なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- 5 上記2に記載するイルミネーションデザイン責任者は、過去10年間において、3年以上の照明デザイン業務の経験と実績を有すること。
- 6 業務責任者及びイルミネーションデザイン責任者は、実証実験時には必ず臨場しなければならない。
- 7 第1条「3 詳細設計図書の作成」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

### 第3条 業務実施上の条件

実行委員会の意見及び各関係機関との調整の結果、提案の主旨やストーリー等が変わらない範囲で修正の可能性があるため、その意見を取り入れたものに変更すること。

### 第4条 成果品の提出

1 納品媒体はCD-ROMとし、正と副の2部及び簡易製本1部を納品すること。なお、CD-ROMに格納された書類データは、紙に印刷（製本）の上、CD-ROMと併せて納品する。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 業務計画書                | 2部 |
| (2) 実証実験結果報告書            | 2部 |
| (3) 詳細設計成果品（図面含む）        | 2部 |
| (4) 打合せ協議簿               | 2部 |
| (5) 官公庁提出書類（占用申請等）       | 2部 |
| (6) その他資料                | 2部 |
| (7) 電子データ（CD-ROMに格納したもの） | 2部 |

2 上記に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、これを定める。

### 第3章 撤去設置工事

#### 第1節 共通

##### 第1条 工事概要

1) 撤去設置工事は、基本設計及び実証実験等の結果により作成した詳細設計に基づき、関係機関等と調整を行い実施する。

実行委員会が実施する御堂筋イルミネーション2017（光空間創出）の設置及び撤去工事であり、据付・保守管理（平成28年度からの存置分を含む）・点灯・撤去（平成28年度からの存置分を含む）の一切を行うものである。なお、イルミネーション点灯期間は平成29年11月12日から平成29年12月31日までを予定しており、点灯時間は原則として16時30分～23時である。

##### 2) 工事範囲

御堂筋 中央エリア（大阪市中央区淀屋橋交差点から中央区新橋交差点まで） 約1.9km

- ・光のコンテンツを実施する沿道ビル等の壁面や公開空地等の空間など
- ・東西両歩道、両緑地帯

##### 3) 工事内容

下記の施工は本工事とする。

- 1 保管しているLEDライト等の機材に対する、使用前試験調整、動作確認。
  - 2 実際の樹木における取付方法確認試験。
  - 3 イルミネーション実施範囲にLEDストリングス、映像投影・ライトアップ等の資機材、資機材、開閉箱、サポーターズツリー用プレート、マイメッセージツリー用プレートの運搬、設置、配管・配線。  
オブジェ等の作成、運搬、設置、配管・配線。  
変圧器盤の設置、配線
- (1) 本点灯前の点灯試験。
  - (2) 期間中のイルミネーション点灯の巡回監視。
  - (3) イルミネーション開催期間終了後の上記3使用機材の撤去。（サポーターズツリー用プレート及びマイメッセージツリー用プレートの撤去を含む。）
  - (4) イルミネーション

本工事で実施するイルミネーションは大きく分けて下記の5つを想定している。

- ・御堂筋沿道ビル等の壁面を利用したもの
- ・公開空地等の空間を活用したもの
- ・樹木へのイルミネーション 約430本（予定・存置分含む）
- ・サポーターズツリー用プレート 30本（予定）  
（設置の箇所・時期については、実行委員会から指示する）
- ・マイメッセージツリー用プレート取付 50本（予定）  
（設置の箇所・時期については、実行委員会から指示する）

##### (5) その他

- ・平成28年度から存置されているLEDストリングス等の保守点検

#### 4) 設置・撤去指導

LEDストリングス等の設置・撤去については、実行委員会の指導に従うものとする。

##### (1) 使用機材等の点検及び保管

ア 使用機材の保管にあたっては、実行委員会の指定する場所に、次年度以降の使用が容易になる方法で適正に保管すること。

イ 第7節機器等仕様に記載の保有機材について、点灯試験、動作確認、数量確認及び整線を行い、静電防止保管（静電防止袋封入）のうえ、プラスチックケース等で適正に保管すること。なお、静電防止袋やプラスチックケース等の購入は受注者負担とする。

#### 第2条 関係官公庁等への手続き等

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書のとおり実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は実行委員会の指示を受けなければならない。

#### 第3条 施設の保全

受注者は、既設構造物を汚染し、またはこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

#### 第4条 安全管理

受注者は、工事の安全管理にあたっては、請負必携による他、下記の事項によらなければならない。

- 1 受注者は、工事の施工にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し公衆及び従業員の安全を図らなければならない。もし、施工中に事故が発生した場合には、直ちに実行委員会に通報するとともに、工事事故報告書を提出しなければならない。
- 2 事中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- 3 重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び、連絡方法等について実行委員会と協議しこれを厳守しなければならない。
- 4 油等の危険物を使用する場合には、保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
- 5 遣方、山囲、覆工、締切、排水等の仮設及び特に重量物を扱う足場は堅固な構造としなければならない。
- 6 工事現場へ工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、実行委員会の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- 7 受注者は、豪雨、出水及びその他天災に際しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 8 工事現場の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

## 第5条 実施工程表

受注者は、実施工程表について実行委員会が特に指示した場合、細部の実施工程表を提出しなければならない。

## 第6条 事前調査

受注者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分実状を把握し、必要に応じて道路管理者協議・警察協議・タクシー協会等関係機関との協議を行い、工事を施工しなければならない。

## 第7条 工事の着手

受注者は、工事契約締結後、早期に実行委員会と設計、施工について打合せを行い、現場を熟知の上、工事に着手しなければならない。なお、工事打合せ事項については、その都度、打合せ記録簿を実行委員会に提出しなければならない。

## 第8条 施工及びその基準

### 1 仮設物

- (1) 受注者詰所、工作小屋及び材料置場などの必要な仮設物を設ける場合は、設置位置等について実行委員会の承諾を受けなければならない。
- (2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料などで覆い、消火器を設けなければならない。
- (3) 工事用足場など設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け、常に安全維持に注意しなければならない。

### 2 据付・調整

据付・調整については、受注者は特に熟練した技術者を派遣して行わなければならない。また、これに必要となる水道光熱電力料については、その一切を受注者負担とする。

### 3 警察の確認

沿道ビルの壁面利用するものについては、御堂筋を通行する自動車運転手への影響がないか、事前に警察の確認を受ける必要があることから、取付期間の出来るだけ早い時期に設置を行うこと。なお、警察の事前確認が必要なものは、警察と協議のうえ、実行委員会が指示するものとし、事前確認の結果、デザインや施工方法に修正が必要となる場合がある。

### 4 製作者相互の連絡

納入機器の製作者が異なる場合には、受注者は互に密接な連絡をとって全体としての調和のとれたものを納入しなければならない。

### 5 近接工事施工業者との協力等

受注者は工事施工にあたって、近接工事施工業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに工事境界部分等については、相互に協力し、全体として支障のないものとしなければならない。



## 6 工程会議及び打合せ会議

受注者は実行委員会が主催する設計、施工及び保守に関する会議に必ず出席しなければならない。

- (1) 関連者間における実施設計・工事についての調整、打合せ
- (2) 近接工事施工業者間の工事工程、取り合い等の調整、打合せ
- (3) 点灯試験等の調整、打合せ
- (4) 管理業務についての打合せ

## 第9条 移送

分電盤、LEDストリングス等資産の移送は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、保管場所（泉南市幡代）からの搬入・搬出の際、構造物等に損傷を与えた場合はすべて、受注者の責任において修復しなければならない。なお、保管場所への取付材料の保管はできない。

## 第10条 障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱い及び、取り壊しの処置については、実行委員会の指示又は承諾を受けなければならない。

## 第11条 その他

- 1 受注者は設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工上、技術上当然と認められる箇所は受注者の責任において行なわなければならない。
- 2 設計図書の一部を変更する場合は、定格性能を遵守する範囲で実行委員会に「仕様変更願」を提出し、実行委員会の承諾を得た後、変更することができる。

## 第12条 火災保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立保険（火災保険特約付き）に付するものとする。

なお、御堂筋完成80周年記念連携イルミネーションとして存置している資機材についても、活用するしないに関わらず、保険対象に含むこと。

## 第13条 完成引渡し及びかし

- 1 受注者は、工事が完成し、完成検査に合格したのち引渡しを行うものとする。
- 2 受注者は、本工事の引き渡し完了後、請負契約書に定めるかし担保期間内に、設計、製作及び工事施工の不完全に起因する故障が生じた場合、又はかし調査時において、かし修補の必要が生じた場合、速やかに対応を施し、無償で取替、修理しなければならない。

なお、システム設計や現場施工に起因する不具合はもとより、機器設計や製造に係るかしについても、受注者は、速やかに対応を施すこと。

また、受注者は、かし担保期間中に行われる定期点検及び府保有機材の借用・返却については、必要に応じてその点検業務に立会いし、点検業者とともに機能保持に努めなければならない。保

管場所への返却時は全数点灯確認分をリスト化した上、プラボックスに購入年度・品番・色を記入し、静電防止保管としなければならない。

#### 第14条 工事関係提出書類

契約成立後、受注者は、請負必携に基づき工事関係提出書類を提出する。なお、次に示す書類は、この記載を優先しなければならない。

##### 1 施工計画書（工事段階に応じて提出するものとする。） --- 2部

- ① 工事概要                      ② 実施工程表
- ③ 組織表                        ④ 作業員名簿有資格一覧表
- ⑤ 製作及び据付要領        ⑥ 施工・品質管理
- ⑦ 緊急時の体制              ⑧ 交通管理及び輸送要領
- ⑨ 安全管理                      ⑨ 仮設計画
- ⑩ 安全対策計画表          ⑫ 産業廃棄物処理計画書
- ⑬ その他（実行委員会が要求する図書）

##### 2 承諾書 --- 2部

下記の書類及び図面を提出し、承諾・返却を受けた後でなければ、製作及び現場工事施工の着手をしてはならない。

- ① メーカーリスト（機器、購入部品、材料）      ② 据付平・断面図
- ③ 配管・配線図    ④ 単線結線図
- ⑤ 負荷リスト    ⑥ その他（実行委員会が要求する図書）

##### 3 組立保険証（写） --- 1部

##### 4 労災保険成立証明願（写） ----- 1部

##### 5 建設業退職金共済制度に係る書類（第5章第2条参照） --- 1部

##### 6 安全対策計画表 ----- 1部

##### 7 納品伝票【一覧表】、納品伝票【個別伝票】 ----- 1部

##### 8 産業廃棄物処理契約書（写） ----- 2部

##### 9 産業廃棄物処理報告書（写） ----- 2部

##### 10 完成図書（ファイル綴じ及び電子データ） ----- 2部

- (1) 完成図      

施設全体平面図、機器単体据付平断面図
施工図、配線、配管図

(2) 試験、確認成績表（工場、現場）

(3) 機器メーカーリスト、購入機器・材料メーカーリスト

(4) 納入品リスト

(5) 予備品、付属品リスト

(6) 官公庁届出関係図書

(7) その他実行委員会が要求する図書

##### 11 試運転記録 ----- 1部

##### 12 官公庁提出書類 ----- 1部

- 13 申請・届出等一覧----- 1部
- 14 完成検査記録----- 2部
- 15 その他実行委員会が要求する書類-----必要部数

#### 第15条 不当介入に対する報告・届出等

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。
- 5 受注者は発注者に対して、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条2項の規定より受注者自身及び下請人等が暴力団員又は暴力密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しなければならない。

## 第2節 据付

### 第1条 独立基礎

地面よりの独立基礎の場合は別に施工承諾書を実行委員会に提出し、承諾を受けてから施工しなければならない。

## 第3節 配線

### 第1条 承諾

受注者は、本工事に伴う配線の製作及び施工仕様について実行委員会の承諾を受けなければならない。受注者は、設計図書に記載なき場合は、請負必携に基づき入念に施工しなければならない。

### 第2条 外線工事

#### 1 建柱

- (1) 電線路の高さ、電柱の長さ（地上部の高さ）は道路等の規定に従って選定し、建柱しなければならない。
- (2) 足場釘は地上1.8m以上とし、等間隔で道路方向に平行に打たなければならない。
- (3) 支線の地際の防食は、タール塗装又は亜鉛メッキ等で処置しなければならない。

## 2 架線

- (1) 高圧線は、低圧線の上に別途の腕金に架線しなければならない。
- (2) 地表上の高さは歩道4.5m以上、それ以外は5m以上の高さとし、たるみは所定の通りで各線が一致していなければならない。

## 第3条 ケーブル工事

### 1 地中埋設

#### (1) 管路

- ① 管の接続部は、防水及び地盤沈下、重量物通過等により、段差ができたり、破壊したりしないように考慮しなければならない。

#### (2) マンホール、ハンドホール

- ① 蓋のレベルは周囲の整地面と合っていないなければならない。
- ② 銘板を取り付けなければならない。

### 2 ケーブルラック

- (1) いんぺい部分は、全面点検できるように考慮しなければならない。
- (2) ラックやケーブルの重量が、盤類や機器類に直接加重されるような取付けはしてはならない。
- (3) 耐震壁や防火壁などの貫通部分に対する処理は確実にしなければならない。
- (4) 高圧・低圧・弱電ケーブルは、それぞれ十分に隔離、整理し、行先表示、高圧表示を行わなければならない。

### 3 ピット・ダクト

- (1) ピット・ダクトの蓋は、緊密におさまっており、人が乗ってもたわまない十分な厚みを有しなければならない。
- (2) 高圧・低圧・弱電ケーブルの隔離は、十分行わなければならない。
- (3) 接続したケーブルは、機器の端子に荷重が直接かからないように支持しなければならない。

## 第4条 配管工事

### 1 共通

- (1) ネジ切り部は防錆処理を行わなければならない。

### 2 コンクリート埋込配管

- (1) コンクリート打設時に、管に水気や塵埃が侵入しないように、パイプキャップ等で十分養生しなければならない。

### 3 露出配管

- (1) 長辺の長さ250mm以下を除くプルボックスの支持点数は、4箇所以上としなければならない。
- (2) 金属管の塗装は、調合ペイント2回塗りを標準としなければならない。

## 第4節 試験・検査（確認を含む）

### 第1条 承諾

受注者は、本工事に伴う試験・検査（確認を含む）の実施について、実行委員会の承諾を受けなければならない。

## 第2条 点灯試験

- 1 受注者は点灯試験要領書を作成し、その点灯試験要領書に基づいて点灯試験を行い、その結果を速やかに報告しなければならない
- 2 点灯試験の実施にあたっては実行委員会の指示による他、次により行うものとする。
  - (1) 受注者は、実行委員会と協議し点灯実施のために必要な調整を行い、点灯試験の円滑な実施を図るものとする。

## 第5節 注意事項

### 第1条 工事实績データ作成、登録

機械・電気設備請負必携 1-1-5「CORINS への登録」を参照のこと。

### 第2条 建設業退職金共済制度

- 1 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するとともに、当該工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
- 2 受注者は、工事請負契約後1ヶ月以内に掛金収納書届を実行委員会に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時に追加掛金収納書届、証紙受払簿、建退共運営計画書及び同実績報告書などを実行委員会に提出しなければならない。
- 4 その他、詳細については実行委員会と協議するものとする。

### 第3条 工事施工体制の適正化について

別添「大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制の適正化について」を参考に、適正に行うこと。

### 第4条 施工体制台帳の作成等

機械・電気設備請負必携 1-1-10「施工体制台帳」を参照のこと。

### 第5条 監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）について

- 1 建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者等を置かななくてはならない。
- 2 受注者は、現場工事を施工するために締結した下請負契約の総額が4000万円（建築一式工事にあっては6000万円）以上になるときは、建設業法第26条第1項及び第2項、令第2条の規定により監理技術者を置かななければならない。
- 3 監理技術者等は、専任で配置しなくてはならない。

ただし、次の期間は、専任を免除することができる。

  - ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。）
  - ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

- ・ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（※）  
※工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）とする。
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。  
また、請負金額が3000万円未満の場合、工事のいずれの期間とも監理技術者等は「非専任」として配置することができる。

- 4 監理技術者等は、工期途中での途中交代は原則認められない。ただし、死亡、疾病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下について監督職員の承諾後、途中交代することができる。また、交代前後における監理技術者等の技術力は同等以上に確保されていなければならない。
  - ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
  - ・工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- 5 監理技術者等には、入札参加資格の要件を満たす登録業種について資格を有する者を配置しなければならない。その変更についても同様とし、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されていなければならない。
- 6 監理技術者等と現場代理人は兼ねることができる。
- 7 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。また、専任となる監理技術者等は受注者と恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にある者を配置しなければならない。（資格者証又は健康保険証等）
- 8 在籍出向者、派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- 9 受注者の行う工場検査、大阪府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければならない。工場製品確認に際しては検査要領書及び検査結果（データ）の確認を行い、性能確認を行う。また現場検査（段階確認）等には必ず臨場しなければならない。なお、複数の現場が同時に動いているときは、副担当者の配置をするなど体制を工夫すること。

## 第6条 現場代理人について

### 1. 現場代理人の雇用関係

- (1) 受注者は、現場代理人について直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。
- (2) 発注者は、現場代理人が受注者と直接的な雇用関係を有しないことを発見した場合は、受注者に対し提出書類の虚偽記載として大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

### 2. 現場代理人の常駐義務の緩和措置

- (1) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。
  - ① 契約締結後、工場製作のみの期間
  - ② 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
  - ③ 契約書第20条の規定を適用し工事の全部を中止している期間。
  - ④ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。
- (2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。
  - ① 工場製作を含む工事の現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。
  - ② 契約金額が3,500万円未満の工事。ただし、第2編 特記事項において措置の適用除

外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。

(3) 受注者は、常駐義務の緩和措置を受けるにあたり次の各号に掲げる事項を現場代理人に遵守させなければならない。

① 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が取れること。

② 契約金額が 3,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は 1 日 1 回以上当該工事現場に駐在し、業務に当たること。

(4) 発注者は、前項が遵守されていないと認められる場合や安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、緩和措置の承諾を取り消すことがある。

### 3. 現場代理人の他の工事との兼任

(1) 受注者は、近接工事として間接費が調整された工事間においては、現場代理人を兼任させることができる。

(2) 受注者は、いずれも常駐義務が緩和された工事または期間においては、各工事の監督職員の承諾を得て現場代理人を兼任させることができる。なお、各工事が同一事務所の発注である必要はないが、工事数は 3 つまでとする。ただし、工事施工箇所が水みらいセンター内など同一敷地内での工事については、複数の工事であっても 1 つとして扱う。

(3) 受注者は、現場代理人を兼任させるにあたり、現場代理人に監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保させるとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取らさなければならない。

(4) 発注者は、前項が遵守されていないと認められる場合や安全管理の不徹底による事故の発生など受注者の現場体制の不備が認められる場合は、兼任の承諾を取り消すことがある。

## 第 6 節 その他

### 第 1 条 建設副産物の処分に関する事項

1 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、実行委員会に提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年 5 月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

3 受注者は、土砂、砕石、又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め実行委員会に提出しなければならない。

4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め実行委員会に提出しなければならない。（これまでの不要な LED も含め、今般の設置工事時において、不点灯な LED を、適切に処分すること。）

5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し実行委員会に提出しなければならない。

- 6 受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律104号）に規定する対象工事である場合には、所定の様式により書面を作成しなければならない。

## 第2条 安全パトロール

受注者は、定期的に安全パトロール等を行い工事の施工にあたる作業員の安全、その他の不備はないかの確認を行わなければならない。

## 第7節 機器等仕様

### 第1条 機器製作又は購入品

- 受注者は機器の購入にあたり、事前にメーカーリストを実行委員会に提出し、承諾を得ること。  
LEDストリングス用接続用ケーブルのメーカーリストについて承諾を受けるにあたっては、見本の提出も行うこと。
- 機器仕様書、図面等は実行委員会と十分な協議を行った上で提出し、承諾後製作又は購入すること。
- H28年度 保有機材は以下のとおり。 【保有LEDストリングス一覧】

球数 (/10m)	調達	記号	色	パワー コード	形状	H29年度当初 使用可能数 (存置分除く)	
						Set	球数
20	H23	23Co*	珊瑚色（コーラル） pw	モデスト	拡散	550	11,000
20	H24	24Co*	珊瑚色（コーラル） pw	セイコー	拡散	339	6,780
20	H27	27ピンク*	桜色 pw	モデスト	拡散	2,147	42,940
100	H27	27A	水都ブルー	モデスト	砲弾	300	30,000
100	H28	28A	水都ブルー	KOYA	砲弾	187	18,700
20	H27	27A*	水都ブルー	モデスト	拡散	4,135	82,700
100	H26	26SG	シャンパンゴールド	宝晶	拡散	200	20,000
100	H28	28SG	シャンパンゴールド	KOYA	砲弾	69	6,900
20	H23	23G*	メープルゴールド i	モデスト	拡散	639	12,780
20	H28	28SG	電球色（シャンパン）ミックス	KOYA	拡散	332	6,640
20	H24	24I*	ウォームイエロー	セイコー	拡散	1,668	33,360
100	H24	24W	ホワイト	セイコー	砲弾	27	2,700
100	H27	27W	ホワイト	モデスト	砲弾	198	19,800
100	H28	28W	ホワイト	KOYA	砲弾	95	9,500
20	H22	22W*	ホワイト w*	セイコー	拡散	1,110	22,200
20	H23	23W*	ホワイト w*	モデスト	拡散	1,233	24,660
20	H27	27W*	ホワイト w*	モデスト	拡散	1,840	36,800
100	H23	23YI	電球色3 + 御堂筋イエロー-2	モデスト	砲弾	88	8,800



【その他】

品名	規格	メーカー	単位	数量
パワーコード(整流器)		宝晶	セット	258
パワーコード(整流器)		モテスト	セット	3,455
パワーコード(整流器)		セイコー	セット	154
パワーコード(整流器)		KOYA	セット	39
コンセントボックスのみ				10
コンセントボックス	2コ口			60
コンセントボックス	3コ口			42
コンセントボックス	4コ口			53
コンセントボックス	5コ口			68
コンセントボックス	6コ口			4
ELBブレーカーボックス	2コ口			29
カラー制御投光器	PHILIPS(RGB105W)	PHILIPS	台	10
RGB制御盤	上記付属品		面	1
白色投光器	LED50W(照射枠大)		台	93
白色投光器	LED50W(照射枠大)		台	70
RGB照明器具	(OVAL36FC)	オーバル	台	5
照明器具操作線	上記オーバル付属品		系統	4
パナソニック照明器具	(NND26250K)	パナソニック	台	4
パワーユニット	(EDL10002K)	パナソニック	台	2
コントローラー	(EDL10011)	パナソニック	台	1
蛍光灯トラフ照明器具	FLR32W×1	パナソニック	台	15
ブルー色照明器具		ウシオライティング	台	6
照明器具取付金具	上記付属品		セット	3
電源盤	上記付属品	ウシオライティング	面	1
木箱上面網			枚	4
投光器支持板	(200×400木板)		枚	17
タイマー	(TBC171 防水型)		台	23
チェンスタンド			本	10
チェーン			m	25
ウォールボックス	WB-2YJ		台	33
タイマー盤	ウォールボックス(WB-2J)漏電遮断器・タイマー組込		面	3
ウォールボックス	(P10-12A)		台	13
アウトレットボックス	(4-4)		個	6
プルボックス	200×200×200		個	37
木箱(灰)			台	4
木箱(黒)			台	21
木箱(階段用黒)			台	4
木箱(白)			台	6
木箱(茶)			台	6

## 第8節 現地施工

### 第1条 総則

工事の施工に先立ち、実行委員会と協議すること。

### 第2条 機材等の点検等

#### 1 保有機材

受注者は、LEDストリングス等巻末の保有機材一覧表について試験調整、動作確認を行うこと。機材使用の可否については速やかに実行委員会へ報告すること。

#### 2 その他機材について

保有機材一覧表に記載しているもの以外で実行委員会から提供する機材についても適正に取扱い、故障等の事態が発生した場合は速やかに実行委員会に報告し、指示を受けること。

### 第3条 関係者協議

1 現地施工にあたり道路管理者及び樹木の管理を実施している大阪市役所、警察署等関係機関、御堂筋周辺ビル管理者、タクシー協会及び近接工事施工業者との協議資料を準備し、十分に協議すること。

2 御堂筋沿道ビルでの作業にあたっては、ビルの敷地内及び執務スペース内での作業を伴うため、施工可能な時間帯等に制約がある。ビル管理者との協議を綿密に行って施工にあたること。

3 イルミネーション取り付け期間と近接して、大阪城公園事務所によるイチョウの剪定が計画されている。公園事務所と協議して工程を調整すること。

4 現地施工前に実行委員会の指示に従い、周辺ビル管理者及び近隣住民への工事予告ビラの配布や工事予告看板の設置を行うこと。周辺ビル管理者投函分はリスト化し提出すること。

### 第4条 現地施工

施工は図面目録のとおりとし、特に定めのない箇所については実行委員会と十分に調整を行うこと。その他現地施工にあたり、下記の点に留意すること。

1 現地施工期間は、設置については平成29年9月24日から点灯日の前日まで、撤去については点灯終了日から平成30年1月下旬までを見込んでいる。

2 イチョウ及び緑地帯への施工に際しては、緑化テープ・シュロ縄・バインド線等の柔軟な材料を使用し、イルミネーションを適切に固定するとともに、イチョウ（根を含む）や草木を傷つけないよう十分配慮すること。

3 枝の張り方、樹高、周辺建築物や信号機等との取り合いなどで施工が難しい樹木が多数存在するため、施工方法及び工程の検討にあたっては現地の状態を十分に考慮のうえ行う。

4 淀屋橋交差点から新橋交差点までの歩道上の平板ブロック、インターロッキングブロックの箇所における施工については、敷設に必要なモルタル施工箇所をきれいに剥がしてケーブルを敷設し、一時復旧すること。撤去時はケーブルを取り除き、復旧はモルタルによる復旧とすること。

なお、復旧にあたっては、歩行者等への支障となる段差や隙間などないよう細心の注意を払う

こと。また、関係者が立会い検査した場合において安全性を損なっている箇所が発見された場合及び施工中、著しく破損した場合には補修を行うこと。

- 5 本工事で使用する高所作業車は、工事内容を精査して必要台数を見込んで応札すること。高所作業車にかかるオペレータ費、燃料費については本工事費に含まれるものとする。

※なお、高所作業車については、寄付の申し出があり、現地施工開始日より休工期を含めて、無償で貸与するものとする。なお、貸出台数及び貸出期間の詳細は、施工前に別途協議すること。また、燃料代・保険等については、受注者にて負担すること。

12mクラス：1日1台（述べ30台）

\*1 無償貸与いただけるリース会社は

17mクラス：1日1台（述べ30台）

近畿スカイレンタル株式会社様です。

車両は本社（摂津市）又は尼崎営業所のいずれかのものになります。

- 6 本工事のうち、御堂筋線の歩道及び緑地帯において施工する場合は、原則、下記時間帯の作業となる。ただし、詳細は警察協議を経て決定する。

淀屋橋 ～ 新橋 22：00～6：00

- 7 樹木へのイルミネーション取付けにあたっては、緩速車線に高所作業車を配置して作業することとし、樹木の施工上、やむを得ず高所作業車を歩道に停車して行う場合は、事前に歩道の起伏を確認し、起伏が激しい場合は写真を撮り報告すること。

- 8 歩道において高所作業車を使用し、アウトリガーを張り出す場合、アウトリガー下にコンパネ等で十分養生し、なおかつその上に車載装備の養生材で保護し歩道を傷つけないようにすること。

- 10 上記終了後、歩道の起伏を十分に確認し、起伏に損傷があった場合は、確認の写真を撮り補修を行うこと。

- 11 緑地帯の樹木について施工する際は高所作業車を配置する緩速車線を規制することに加えて、本線北側の1車線を規制して安全を確保すること。その際、同時に施工可能な範囲は連続した3区間の東側又は西側のいずれかである。

- 12 歩道上の樹木に施工する場合は緩速車線又は歩道に高所作業車を配置して施工するが、歩道に高所作業車を配置する場合は緩速車線を規制して歩行者の迂回路を確保することとし、高所作業車の動作時には歩行者の安全を確認するための人員を配置すること。なお、交通規制の範囲と方法についての詳細は警察協議等により定めるものとする。

- 13 淀屋橋～新橋交差点までの電源については、緑地帯に設置されている変圧器盤の二次側（100V）から確保する。また、変圧器一次側については、大阪市分電盤（200V）から接続する。（別途、関西電力へ電力供給申請の必要あり）緑地帯・歩道間の横断については、大阪市の既設配管ルートを使用すること。なお、関西電力への申請は受注者にて実施のこと。

- 14 電源が設置されていない場合は、実行委員会が指定した周辺ビル等から電源を確保する。なお、電源供給方法は、ビルから樹木への路面より4.5m以上の架空配線とする。

- 15 マイメッセージツリー用プレート及びサポーターズツリー用プレートの取付については、実行委員会が指定する樹木に100V用電源コンセントを設けるとともに地上より1.5mの場所に緑化テープを巻くこと。（サポーターズツリー用プレートについては1.2m、1.5m、1.8mの3箇所緑化テープを巻くこと。）

16 交通誘導員については、車両及び歩行者の安全には十分に注意し、適切な箇所に配置すること。  
詳細は警察協議等により定めるものとするが、積算上は設置・撤去工事期間中を合わせて延べ300人の交通誘導員（交通誘導員A※、交通誘導員Bの内訳は、「大阪府内において交通湯動因警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）による）を見込んでいる。なお、この人数は入札参加者の適正・迅速な見積りの参考とするために発注者の積算内容を明示したものであり、契約上拘束するものではない。

※警備業社の警備員（警備業法第2条第4項）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号）に従事する者のうち、交通誘導警備業務に係る1級検定又は2級検定に合格した者を交通誘導員A、それ以外を交通誘導員Bという。

17 点灯期間中は監視員を一日当たり7人、延べ350人配置し、開催エリア全体を隈無く監視すること。配置箇所等を記載した巡回計画書を別途提出し、巡回結果の記録を行うこと。監視にあたっては御堂筋イルミネーションの警備を請け負った業者と協議し、連携して行うこと。イルミネーションの破損事故等があった場合には、応急対応するとともに別途指示する緊急連絡先に連絡を行うこと。

18 本工事期間中は開催エリアの様々な場所で、大阪市交通局による地下鉄改修工事並びに電気・ガス工事等が行われる可能性があるため、大阪市交通局及び近接工事施工業者と十分調整・協議を行った上で工程を調整するなど安全に施工すること。

19 取付ける樹木、LED球数は警察等関係機関との協議により、取付けの取止めや樹木の変更、球数変更等が生じることがあり、実行委員会の指示にしたがうこと。また、設置するイルミネーション機材は、屋外での使用に耐えるものとする。新規でLEDストリングスを購入する場合は、下記の条件を満たすものとする。

（条件）電 源：100V

消費電力：0.08W以下（1球あたり）

絶縁性能：水没状態で1MΩ以上とすること。

なお、変圧器盤に接続するLEDストリングスの消費電力は、変圧器容量を超えないものとする。（変圧器容量5KVA）

## 第5条 その他

1 本特記仕様書及び図面に記されていない事項についても、技術上又は工事完成上、当然必要と認められるものは、実行委員会の指示に従い受注者により施工するものとする。

2 振動、騒音等の関係法令を遵守し、設計・製作・現地施工に反映させること。

3 点灯試験を含むイルミネーションの点灯に係る電気については、原則、大阪府内のグリーン電力（太陽光）を使用するものとし、その光熱費は全て本工事費に含むものとする。

## 第9節 留意事項

第1条 本工事の実施に当たっては、1～8節の外、以下の各項目によることとする。

1 工事の着手にあたっては、関連業者と相互連絡調整し、実行委員会の指示によるものとする。また、施工に際しては、工事車両の進入、工程等、関連業者と相互連絡調整を密にして行うこと。

- 2 施工の際には、施工対象外の物に対し十分な養生を施し、既存設備、土木構造物他に一切の変化を与えぬこと。万一、施工中に既存設備、土木構造物に変化を生じせしめた場合は、速やかに報告の上、受注者の全額負担により完全復旧のこと。
- 3 本特記仕様書及び図面に記載なきものでも、本工事の目的、趣旨からみて、技術的に当然必要な措置は実行委員会の承諾のもと実施するものとする。
- 4 振動、騒音等の関係法令を遵守し、設計・製作・据付に反映させること。又、近隣住民に与える影響を極力少なくするよう施工すること。
- 5 設計、施工に際して必要となる施工要領書等については、現場条件等を考慮し検討・整理の上、実行委員会に提出すること。
- 6 工事完了後、仮設物は取り除き、工事箇所及びその周辺の後片付けを行うこと。
- 7 現地での施工時期・施工方法については、実行委員会と十分に協議を行い、警察・消防・他関連工事機関との調整の上、実施すること。
- 8 施工計画に変更が生じた場合については各関係所轄に遅延なく報告すること。
- 9 施工時に発生した紛争処理については受注者が責任をもって決着まで対応すること。
- 10 施工に際して施工計画を十分に検討・調整し、工事の遅延を生じさせないこと。
- 11 イルミネーション装飾に使用した資材等（LED スtringス、樹木用器具、資材関係など）は、業務終了後にメンテナンスの上、実行委員会に譲渡すること

## 第10節 その他

### 第1条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事の場合には適正に処理すること。
- 2 受注者は、建設リサイクル法第12条に基づき、契約締結を行う前に説明書（別紙説明様式及び再資源化施設が他府県の場合は、知事等の発行する産業廃棄物処理業の許可書の写し添付）の提出及び説明をしなければならない。
- 3 受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用（以下、「分別解体の方法等」という。）を契約書に記載するために、落札決定後に発注者と協議を行い、契約書作成までに「書面様式3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合」により提出すること。

4 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定している。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (ケーブル埋設に伴う床研り)	その他の工事 ■有り □無し	■手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊(無筋)	株式会社英光産業	大阪府東大阪市菱江2丁目15番1

\* 上表については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者は実際に使用する施設により費用を積算すること。

\* 受注者は、府保有機材LEDライト類で不灯となっている材料に関しては数量を実行委員会に通知の上、適正に処分すること。

5 工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、実行委員会と協議するものとする。

6 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、実行委員会に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用
- ・再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)

- 7 受注者は、対象建設工事において、下請契約を締結した場合は、下受注者へ告げた告知書の写し（写しは、建設リサイクル法の特定建設資材及び特定建設資材廃棄物を扱う下受注者を対象とする。）を施工計画書に添付して実行委員会に提出しなければならない。

## 第2条 工事現場における標示施設等の設置

1. 周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設について請負必携に基づき設置及び管理を行うこと。
2. 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。  
なお、標示板の設置にあたっては、(例1)を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を表示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（イルミネーション設置撤去工事等）を表示するものとする。

(4) 請負額

請負代金額を表示するものとする。

(5) 施工業者

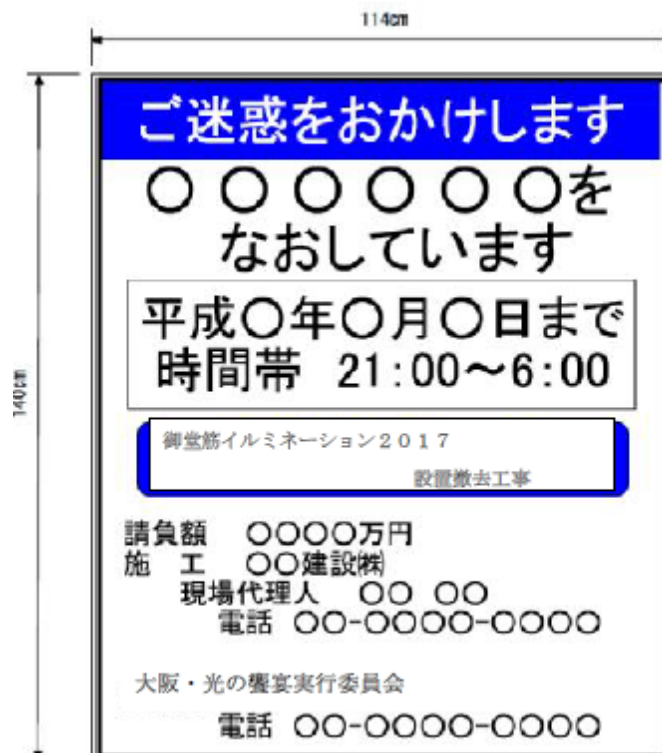
施工業者（現場代理人名とも）及びその連絡先を表示するものとする。

(6) 施工主体

施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

3. 看板は、請負額等の変更、表示の汚損、はがれ、破損等が起こった場合、すみやかに処置しなければならない。

(例1)



### 第3条 現場代理人の常駐緩和について

「本工事については、現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない。」

## 大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制等の適正化について（抜粋）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」は、平成13年4月1日より施行され、公共工事に関する全ての発注者に対して、入札・契約の過程、内容の透明性の確保、入札・契約参加者の公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を義務付けているところである。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日より施行され、適切な技術又は工夫により、公共工事の適正な施工を確保することとされている。

大阪府ではこれらを踏まえて入札、契約並びに工事現場の施工体制の適正化対策、施工方法、内容の確認を一層強化しているところであり、機械電気設備工事においてもその特色に応じた適切な施工体制を確保、確認するため、「大阪府都市整備部機械・電気設備工事 施工体制等の適正化について」※（以下、「施工体制等の適正化」という。）を作成しているため、受注者は施工体制等の適正化に留意して施工すること。本資料は施工体制等の適正化の抜粋版である。

※大阪府都市整備部機械・電気設備工事 施工体制等の適正化について

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/tosei\\_setubiukeoi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/tosei_setubiukeoi.html)

### 1. 施工体制の適正化

#### 1. 1 現場代理人の配置

現場代理人については、契約書第10条のとおりとするが、以下の点に留意すること。

- (1) 現場代理人は、当該工事現場に専任の者として常駐すること。ただし、以下の場合においては常駐の緩和措置を受けることができる。

1. 常駐義務の緩和条件
  - 1) 契約締結後、工場製作のみの期間。
  - 2) 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
  - 3) 契約書第20条の規定を適用し工事の全部を中止している期間。
  - 4) 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。
2. 承諾後、常駐義務を緩和できる条件
  - 1) 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。
  - 2) 契約金額が3,500万円未満の工事。ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。
3. 常駐義務を緩和するにあたり以下の条件を付する。
  - 1) 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取ること。
  - 2) 契約金額が3,500万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。ただし、安全管理の不徹底による事故の発生など現場体制の不備が認められた場合は、緩和の承諾を取り消すものとする。



- (2) 現場代理人は、当該工事現場に専任で配置すること。ただし、以下の場合においては専任の緩和措置を受けることができる。

1. 専任の緩和条件

1) 近接工事として間接費が調整された工事間。

2) 次の場合は、監督職員の承諾を得た上で現場代理人の兼任を認める。

- ・ いずれも常駐義務が緩和された工事または期間の重複で3つまでの工事。

ただし、工事施工箇所が水みらいセンター内などの同一敷地内の場合は、複数の工事であっても1つとして扱う。

2. 専任を緩和するにあたり以下の条件を付することとする。

1) 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取ること。

2) 安全管理の不徹底による事故の発生など現場体制の不備が認められた場合は、兼任の承諾を取り消すこととする。

- (3) 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

- (4) 現場代理人は、監理技術者等との密接な連携を行い、適正な履行の確保に努めること。なお、現場代理人と当該工事の監理技術者等との兼務は可能である。

1. 2 監理技術者等の配置（監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）

監理技術者等については建設業法に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

(1) 監理技術者等の「配置義務」

① 契約工期の当初から配置しなければならない。

② 入札参加資格の要件を満たす登録業種について資格を有する者を配置しなければならない。

③ 入札公告で監理技術者の配置を求めている場合は、下請負金額の総額が4,000万円未満であっても監理技術者を配置しなければならない。

④ 工期途中での途中交代は原則認められない。ただし、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等について監督職員の承諾後、途中交代することができる。また、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されていない場合。

- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ・ 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ・ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

⑤ 総合評価落札方式で、監理技術者等の施工実績を評価して契約した工事については、評価した配置技術者を契約当初から配置しなければならない。なお、工期途中で配置技術者の交代する場合は、当初評価した配置技術者と同等の評価ができる者でなければならない。

(3) 監理技術者等の「責務」

監理技術者等は、契約工期全体を通じて統括的に技術上の監理をつかさどり、総合的に企画、調整及び指導を行う。内容は以下のとおりとする。

- ① 施工計画書の作成
- ② 監督職員との協議
- ③ 工場製作期間における監理  
工場製作期間における工事工程管理、現場施工に向けた調整などを行う。  
受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければならない。
- ④ 現場工事期間における監理  
工事工程管理、安全管理、工事目的物等（工事仮設物、工事用資材含む）の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整及び下請負人への施工調整、下請負人への技術指導及び監督等を行う。  
現場検査（段階確認）等には必ず臨場しなければならない。

(3) 監理技術者等の「専任」及び雇用関係

- ① 監理技術者等は専任で配置しなければならない。  
ただし、次の期間は専任を免除することができる。
  - ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。）
  - ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - ・ 当該工事で製作する機器等の工場製作のみが行われている期間※  
※工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）とする。
  - ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
- ② 請負金額が 3,500 万円未満の場合、監理技術者等は工場製作期間及び現場工事期間とも「非専任」として配置することができる。
- ③ 監理技術者等は、受注者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。また、入札 参加資格として監理技術者等と受注者の恒常的な雇用関係を求めている場合は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

※ 国土交通省ホームページ「監理技術者制度運用マニュアルについて」参照

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

1. 3 システム設計技術者の配置

システム設計技術者は、契約工期全体を通して、当該工事における各機器単体および一連の機器がシステムとして、適正に機能が発揮するよう、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認および個別装置の設計検証、性能検証等のシステム設計管理を行う責任者である。

また、監督職員との設計協議、受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場

しなければならない。

(1) システム設計技術者の「配置義務」

- ① 契約工期の当初から配置しなければならない。
- ② 受注者の設計部門に所属している者から配置しなければならない。
- ③ 入札参加資格の当該工事業種について、「主任技術者」と同等の資格を有する者又は設計業務の実務経験を有する者（※）とする。  
※設計業務の実務経験を有する者とは、大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の経験年数を有する者とする。
- ④ システム設計技術者の途中変更は、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等を除いて認めない。
- ⑤ システム設計技術者は、工場製作のみを行っている期間に限り、当該工事の現場代理人または監理技術者等と兼任することができる。

(2) システム設計技術者の雇用関係

- ① システム設計技術者は、受注者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。また、入札参加資格としてシステム設計技術者と受注者の恒常的な雇用関係を求めている場合は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

1. 4 下請負

一括下請負の全面的禁止

- (1) 一括下請負は、全面的に禁止する。（建設業法第22条）

また、下請負間での一括下請負も認められない。

1. 5 施工体制台帳等

- (1) 施工体制台帳等の整備については、機械・電気設備請負工事必携（以下「請負必携」という。）1-1-10「施工体制台帳」に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

- ① 施工体制台帳を作成し、写しを監督職員へ提出すること。
- ② 「安全工事施工推進体制表兼施工体系図（以下「施工体系図」という。）」は、現場への掲示を実施すること。
- ③ 警備会社からの警備員（ガードマン）の派遣については、建設業法上の請負契約に該当しないが、施工体制台帳（契約書の写しの添付）及び施工体系図に記載すること。

(2) 下請負の状況等

- ① 主任技術者の配置、専任、下請負契約書等の整備については、建設業法を遵守すること。
- ② 受注者は下請負人に対し、「下請負人に対する通知」及び「再下請負通知書の提出」の指導徹底を図ること。

(3) 下請負代金の支払い

受注者は下請に対しては適正な代金支払等を実施するとともに、その経営の安定・健全性を確保しなければならない。

- ① 受注者が府に対して部分払金の請求を行おうとする場合には、「請求書」とともに、「部

分払 金支払計画書」を提出しなければならない。(下請金額の総額が 3,000 万円以上の工事で、契約工期が 6 ヶ月を超え、かつ部分払い金が生じる工事)

- ② 受注者は、定められた期間内に下請代金を支払わなければならない。また、二次以下の下請負契約に係る支払についても一次以下の下請負人に対する指導・監督及び支払の確認を行い、部分払金支払計画書に記載している支払予定日後すみやかに、一次下請に対する支払いが確認できる「領収書の原本及び写し」(原本は確認後に返却)を府に提出しなければならない。

## 2. 施工管理の適正化

### 2. 1 機器製作内容等の制限

- (1) 入札参加資格で求める機器製作内容の変更、低入札価格調査の際に提出した調査資料にある製作区分の変更(特記仕様書に記載がある主要機器の「自社製造から製造外注へ」等)は禁止する。
- (2) 受注者の工場等が、天災、人災等による被害を受けたなどの事由により、やむを得ず「自社製造から製造外注への変更」等の必要が生じた場合は、事前に「理由書」を提出し、協議の後、府に「メーカーリスト(変更)」を提出し、承諾を得なければならない。

### 2. 2 据付工事の下請先の制限

下請工事については請負必携 1-1-9 に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

- (1) 競争関係にある業者<sup>※1</sup>への据付工事等の「下請負契約」は禁止する。
- (2) 一部機器などで機器性能を発揮するために高い専門性を要する場合や合理的な理由がある場合  
 など、やむを得ず、競争関係にある業者に据付工事等の下請負を必要とする場合は「理由書」を提出し、府の承諾を得なければならない。

※1 過去3年度間において、大阪府都市整備部発注工事において、以下に示す業種区分での同じ区分となる工事種別の入札参加実績を有する企業。

#### 競争関係とみなす工事業種区分

業種区分	工事種別(工事名の例)
水処理機械設備	最初沈殿池機械設備工事、最終沈殿池機械設備工事、生物反応槽機械設備工事、砂ろ過設備工事
汚泥処理機械設備	汚泥処理設備工事、濃縮機械設備工事、脱水機機械設備工事、重力濃縮槽機械設備工事、焼却炉設備工事
脱臭機械設備	水処理脱臭設備工事、汚泥処理脱臭設備工事
制水扉設備	ゲート設備工事、制水扉設備工事、鉄扉電動化工事
ポンプ設備	汚水ポンプ設備工事、雨水ポンプ設備工事
沈砂池機械設備	沈砂池機械設備工事
送風機設備	送風機設備工事
調節池機械設備	調節池機械設備工事
プラント電気設備	—
プラント電気通信設備	—

#### 注意事項

- (1) 各業種について、親子関係に当たる企業については、競争関係にあるとみなさない。ただ

し、本工事の入札において、親子関係に当たる企業が同時に応札している場合は競争関係にあるものとみなす。

(2) 他の工事種別と合併して発注する工事については、その合併される主たる工事の区分を適用するものである。

(3) 会社分割した場合であっても、事業承継したものにあつてはその入札参加実績も承継したものとみなす。

## 2. 3 その他

(1) 施工計画書（工場製作編）の適正な作成

施工計画書（工場製作編）については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、設計・製造・品質管理計画及び体制、アフターサービス体制等を明確に記載すること。

(2) 納入設備に対するアフターサービス体制について

- ① 納入された設備に対するアフターサービス体制（保守点検、修繕等）を行う事業所について、完成図書等で明確に示すこと。分社化又は、事業譲渡の場合においては、適切な技術継承を行い、分社又は譲渡後の体制を明らかにすること。

## 3. 不適切な行為等に対する措置

(1) 不適切な行為等とは、次の場合を言う。

- ・ 建設業法第 28 条 1 項に該当する場合又は法律の規定、通達等に違反した場合
- ・ 本運用で規定している項目に違反又は虚偽の申請等の不正な事実があった場合
- ・ 府が契約書及び設計図書で義務付けている項目等に虚偽の申請等の不正な事実があった場合
- ・ 施工管理、設計管理及び品質管理等において、元請負人としての責務を適正に果たしていない場合

(2) 府は、不適切な行為等に対して次の措置を講じる。

- ・ 早急に是正措置を講じさせる。
- ・ 当該違反の内容により監督処分として必要な「指示」を行う。
- ・ 落札決定の取消し及び入札参加停止等の必要な措置を講じる。
- ・ 工事成績点等に適切に反映する。

## 4. 適用

「1. 3 システム設計技術者の配置」、「2. 1 機器製作内容等の制限」、「2. 2 据付工事の下請先の制限」の 3 項目は、プラント設備工事を対象とする。